

相模原市景観計画の変更の概要

相模原市景観計画は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき、相模原らしい景観形成を目指して平成22年3月に策定しました。本計画は、景観形成の取組を総合的かつ計画的に推進するため、目標や取組の方向性、実現のための方策など、基本的な考え方を示し、市民、事業者及び行政が、各々の役割に応じて協働しながら景観形成を進めていくための共通の指針及び公共事業などの実施に際しての指針としての役割を担うものです。

景観計画は、市の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならないことから、令和元年度末に予定している相模原市都市計画マスタープランの策定に伴い、本計画における景観拠点の変更を行います。

併せて、本市の景観に関する計画を一本化し、より分かりやすいものとするため、平成21年に策定した都市景観形成基本計画を本計画に統合し、成果指標の取扱いを変更します。

1 計画の構成

序章

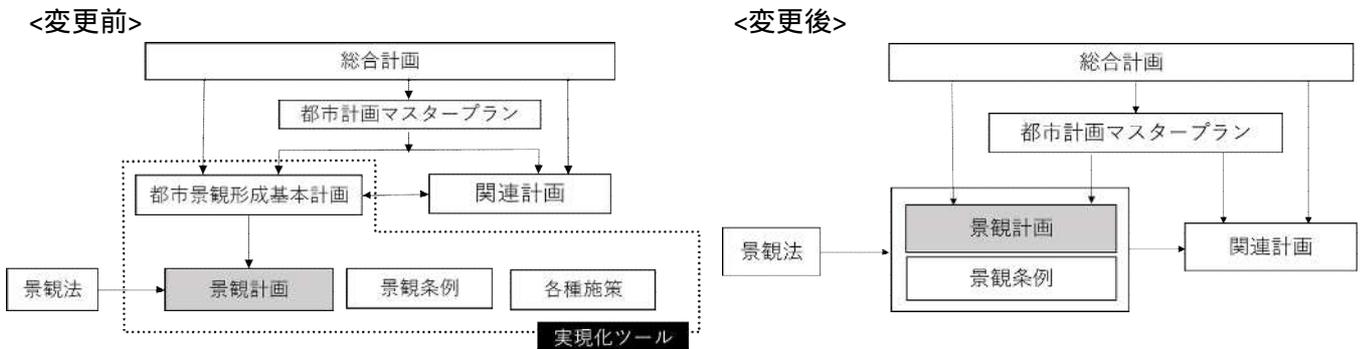
第1章 景観特性と課題

第2章 景観計画

第3章 実現に向けた取組

2 計画の位置付けの整理

本市の景観に関する計画である任意計画の「都市景観形成基本計画」と法定計画の「景観計画」には重複している部分があることから、都市景観形成基本計画のみに記載のある「基本方針の構成」などを景観計画に移して統合し、一本化します。

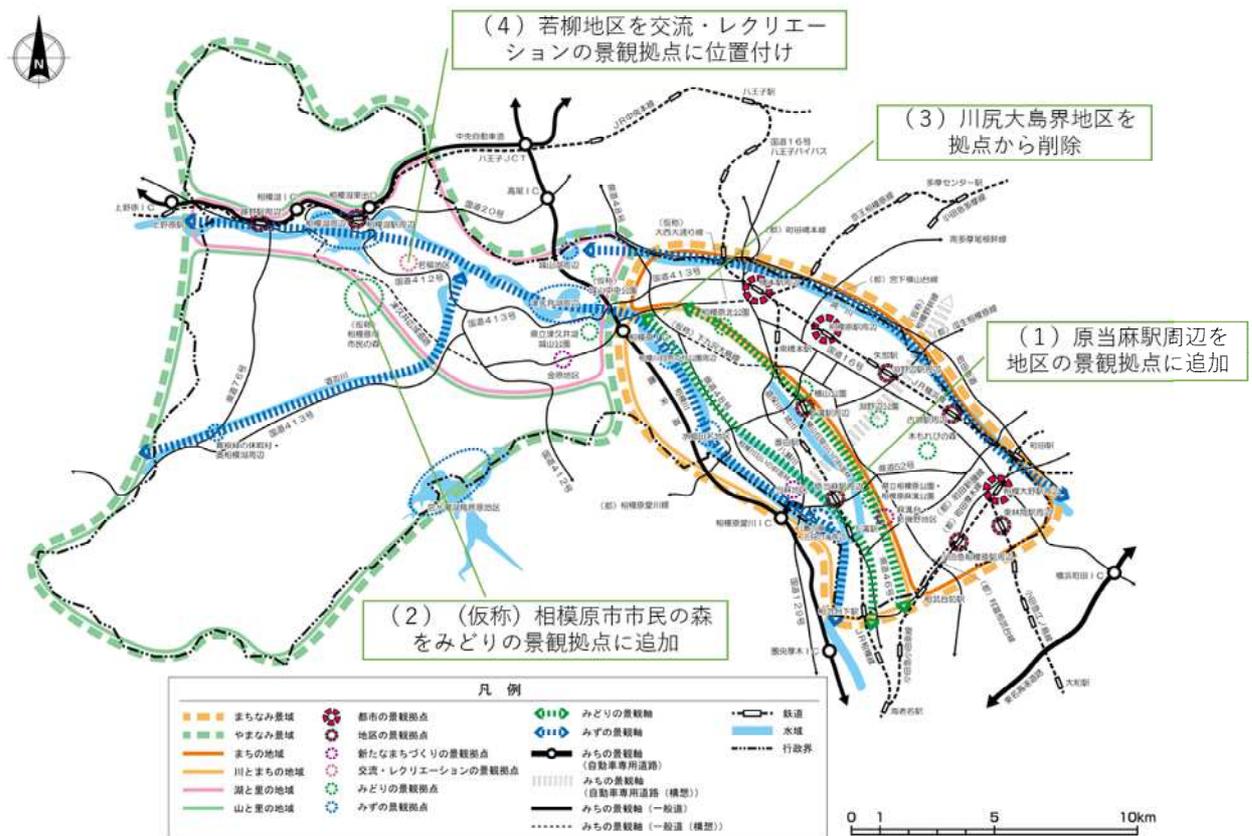


3 相模原市都市計画マスタープランの策定に伴う変更

景観拠点

名称	対象地区	都市計画マスタープランの策定の考え方
地区の景観拠点	(新規) 原当麻駅周辺	都市機能の集積状況や、新たな交通システムの導入等を見据えて、駅周辺の景観を形成する。
みどりの景観拠点	(新規) (仮称)相模原市市民の森	先行した段階的な整備を展開し、市民活動等に必要な空間の確保や林道の改良などの環境整備に取り組む。
新たなまちづくりの景観拠点	(削除) 川尻大島界地区	土地区画整理や地区計画により計画的なまちづくりが図られた。
交流・レクリエーションの景観拠点	(変更) 若柳地区	民間テーマパークの魅力を活用し、本市の観光交流を牽引する拠点を形成するとともに、周辺の自然環境や観光資源を生かす。

<図 景域・地域、景観拠点及び景観軸の位置>



4 成果指標の取扱いに関する変更

本計画においては、相模原市総合計画(施策19「魅力的な景観の形成」)の成果指標を活用して継続した効果測定を行います。